



じぶんの町を良くするしくみ。

# 赤い羽根共同募金

## 今こそ、「たすけあい」が必要です

- 物価高騰や相次ぐ災害による生活困窮・社会的孤立など、赤い羽根共同募金は変化し続ける地域福祉課題を迅速に解決するために大きな役割を担っています。
- 社会貢献活動のひとつとして、様々な方法により赤い羽根共同募金へのご協力をお願いいたします。(裏面参照)
- ご寄付は税制上の優遇措置があり、法人・事業所様からのご寄付については全額損金算入されます。

〈赤い羽根共同募金運動の流れ〉



【参考:令和5年度は15,400社様から約6,160万円のご協力をいただきました。】

## 赤い羽根は「じぶんの町を良くするしくみ。」

赤い羽根の「たすけあい」が身近な地域で役立っています。

～みなさまから寄せられた寄付金は、県内の様々な福祉支援に役立てられています～

**こども食堂**  
子どもの孤食を防ぐ子ども支援事業

**妊産婦親子への支援**  
#地域のための募金活動

**学習支援**

**移動販売**  
買い物対策による差別したつなびつくり  
#緊急食糧配布事業  
#災害ボランティア  
活動機器の整備

赤い羽根は勇気のシンボル

**たすけあいの寄付金**  
被災地区コミュニティ復興

つながりをたやさない  
社会づくり

募金してくれてありがとう。

見守りボランティア **赤い羽根共同募金** 災害ボランティア

じぶんの町を良くするしくみ。

ホームページ

ネット募金

あなただけ一人じゃない

# 法人・事業所として赤い羽根共同募金にご協力いただく方法

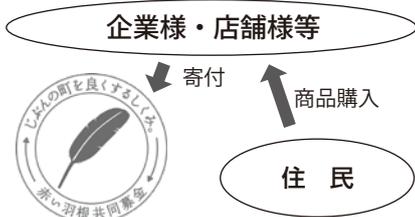
## 利益の一部を寄付

利益の一部を寄付する方法で最も一般的な方法です。

赤い羽根共同募金の役員や募金ボランティアの訪問、お願い文の郵送などの方法でご協力をお願いしています。

## 募金百貨店プロジェクト

企画・販売する“寄付つき商品”の売上の一部が寄付されます。



令和5年度の一例

株式会社ジュビロ様は10月のジュビロショップでの売上の一部を赤い羽根共同募金会にご寄付いただきました。



## 広告媒体等の提供

皆様が持つ広告媒体をご提供いただく方法です。

映像モニター、店頭モニター、CMや広告の一部、社内報等を活用して赤い羽根共同募金を情報発信していただくなどのご協力をお願いしています。

## 募金箱の設置

### ○募金箱の設置

店頭・レジ周りや受付などに募金箱を設置いただき、お客様や出入業者様や社員の皆様に広く寄付を呼びかける方法です。

### ○職域募金

社内イベント等で積極的に寄付を呼びかけていただく方法です。

### ○マッチングギフト

職域募金で社員の皆様から寄せられた寄付に、企業としても寄付を上乘せしていただく方法です。

一般的には社員の皆様からの寄付の同額、または一定割合を上乘せして寄付をいただいております。



## ポスターの掲出

受付や社内掲示板、店頭などに赤い羽根共同募金運動ポスターを掲示していただく方法です。



## 自動販売機を設置

自動販売機の売上や販売手数料の一部が赤い羽根共同募金に寄付される募金方法です。

契約に応じて募金へのご協力内容をご選択いただけます。

(例) 売上の○%、販売手数料の○%、販売1本あたり○円 など

◆新規の設置はもちろんのこと、既存の自動販売機をそのまま社会貢献型に切り替えることも可能です。

◆自販機に告知パネルを掲示することで、貴社の社会貢献をアピールすることができます。



## 物品の提供

自社製品などを提供いただく方法です。

地域の福祉施設や子ども食堂等のために、自社製品(飲料や日用品など)のご提供をお願いしています。

## 寄付つきクオカード

赤い羽根共同募金会が作成するクオカードを購入していただく方法です。

購入額の一部が寄付されます。



## 税制上の優遇措置 詳細はホームページをご覧ください。

共同募金会は、税制上、国及び地方公共団体と同じように、寄付に対する「優遇措置の対象団体」です。

### 法人・事業所のご寄付

法人税の全額損金に算入されます。

(税務署に申告する際に静岡県共同募金会発行の領収書の添付が必要になります。)

### 個人のご寄付

所得税の所得控除または税額控除、住民税の優遇措置があります。

## “赤い羽根共同募金” 社会福祉法人静岡県共同募金会

静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館内

電話 054-254-5212 FAX 054-254-6400 <http://www.shizuoka-akaihane.or.jp>



ホームページ ネットで寄付する